

《メールリングリストで禁止する行為》

- ・ 公序良俗に反する行為、法令違反行為を目的とした利用
- ・ 犯罪に関わる可能性のある行為
- ・ 著作権や財産、プライバシー、知的所有権等を侵害する行為
- ・ 嫌がらせ、誹謗、中傷、脅し、危害を加える可能性のある行為
- ・ スпам、チェーンメール等、正当な通信目的以外のメールを送信する行為
- ・ コンピューターウイルス等、有害なコンピュータープログラムを送信する行為
- ・ メールアドレスを含む個人情報を本人の了承なく使用、収集する行為
- ・ 当協会や会員に不利益を与える行為

令和元年 12 月 1 日より当協会メールリングリストにおいて、上記行為を禁止する。なお、メールリングリストに登録している者が上記行為を実施していると、和歌山医療社会事業協会運営委員会が判断した場合には、その者のメールアドレスをメールリングリストから削除することが出来る。

令和元年 12 月 1 日

和歌山医療社会事業協会